

付 議 第 2 号

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則議案

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則（令和2年3月27日教育委員会規則第1号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第 号

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則（令和2年高知県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「（昭和46年法律第77号）」を「（昭和46年法律第77号。以下この条において「給特法」という。）」に、「同法」を「給特法」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 教育委員会は、給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4第1項から第3項まで及び第33条第3項の規定に基づき教育職員（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。）に業務を行わせる場合には、当該教育職員についての前2項に規定する上限の適用については、第1項第1号中「45時間」とあるのは「42時間」と、同項第2号中「360時間」とあるのは「320時間」と、前項第4号中「45時間」とあるのは「42時間」とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

高知県教育委員会規則

- ◎高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の理由

一年単位の変形労働時間制（以下、「本制度」という。）の導入に係る「公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年12月25日条例第40号）」の一部を改正する条例の令和4年4月1日からの施行に伴い、本制度を適用する教育職員の時間外在校等時間の上限時間の変更による規則の一部を改正するもの。

2 改正の内容

本制度を適用する短時間勤務職員以外の教育職員の時間外在校等時間の上限時間を「45時間」から「42時間」に、「360時間」から「320時間」とする。

3 施行期日

令和4年4月1日

新 旧 対 照 表

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則
(抜粋)

高知県立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する高知県教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する規則
(抜粋)

(教育委員会が講ずる措置)

(教育委員会が講ずる措置)

第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。以下この条において「給特法」という。）第7条第1項に規定する指針において定められている在校等時間をいう。次項において同じ。）から所定の勤務時間（給特法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。次項において同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針において定められている在校等時間をいう。次項において同じ。）から所定の勤務時間（同法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。次項において同じ。）を除いた時間を次に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1箇月において45時間
- (2) 1年において360時間

- (1) 1箇月において45時間
- (2) 1年において360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするた

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするた

め、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1 箇月において100時間未満
- (2) 1 年において720時間
- (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1 箇月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1 年のうち1 箇月において45時間を超える月数について6 箇月

3 教育委員会は、給特法第5条の規定により読み替えて適用する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条第3項の規定により読み替えて適用する労働基準法（昭和22年法律第49号）第32条の4第1項から第3項まで及び第33条第3項の規定に基づき教育職員（公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）第3条第2項に規定する育児短時間勤務職員等、同条第3項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第4項に規定する任期付短時間勤務職員を除く。）に業務を行わせる場合には、当該教育職員についての前2項に規定する上限の適用については、第1項第1号中「45時間」とあるのは「42時間」と、同項第2号中「360時間」とあるのは「320時間」と、前項第4号中「45時間」とあるのは「42時間」とする。

4 前3項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

め、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1 箇月において100時間未満
- (2) 1 年において720時間
- (3) 1 箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1 箇月、2 箇月、3 箇月、4 箇月及び5 箇月の期間を加えたそれぞれの期間において1 箇月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1 年のうち1 箇月において45時間を超える月数について6 箇月

3 前2項に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、教育委員会が別に定める。

「休日のまとめ取り」のための1年単位の变形労働時間制
～制度の概要について～

1 1年単位の变形労働時間制とは

年度初めや学校行事等で業務量が多い時期に限って勤務時間を延長し、延長した時間を長期休業期間等に休日をまとめて取得できる制度。

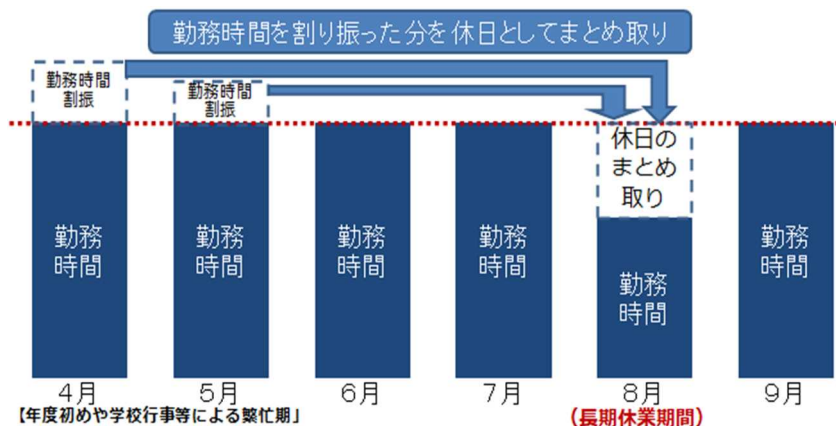
※長期休業期間等において休日を集中して確保することを目的とする場合に限り適用する。

※導入すること自体が日々の業務や勤務時間を縮減するものではない。

⇒リフレッシュの時間等の確保や教職の魅力化のための制度

※各地方公共団体の判断により、条例等により選択的に導入できる。

<活用のイメージ図>



2 勤務条件等

①対象となる教育職員の範囲を明確に設定

- ・対象職員：時間外在校等時間が上限時間（42時間／月、320時間／年）の範囲内
※上限時間が遵守できなくなった場合などは、以降の勤務時間を元に戻す。
- ・育児等を行う者等に対する配慮が必要

②割り振られる勤務時間の限度は1日10時間、1週間52時間

③対象期間をまとめて設定するか、1か月毎に区切っても可能

④教育職員等の意見を踏まえた制度の活用

- ・校長と教育職員が話し合い、共通認識を持つての活用が重要

⑤国の「指針」に基づき服務監督教育委員会等が講ずべき措置

(1)教育職員に関する措置

- ・客観的な方法等による時間外在校等時間の把握、国の部活動ガイドラインの遵守、割り振りは業務量の多い一部の時期に限り行う 等

(2)学校に関する措置

- ・長期休業期間等における業務量の削減、職員会議・研修等は正規の勤務時間内に行う、育児や介護を行う者等についての配慮